



鉄筋立吊クランプ TVC1

取扱説明書

- この取扱説明書は、クランプの基本的なご使用方法及び扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

SUPER TOOL

スーパークランプのご使用について

このたびはスーパークランプをお買い上げいただきまして誠にありがとうございます。スーパークランプは鋼材および加工品等の運搬用として開発された省力吊具です。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取扱い要領を十分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願い致します。

最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパークランプの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

安全性には格別の配慮

特に安全面については、定格容量の3倍（または2倍）の荷重による引張試験など、十分な安全性を求めるとともに製品個々に検査番号を付記するなど、格別な配慮を致しております。

「生産物賠償責任保険」付き

スーパークランプは万が一に備え通常の使用条件の下で品質上の欠陥により発生した損害に対し、総額「最高5億円」のお支払いのできる「生産物賠償責任保険」に加入致しております。ただし故意・使用法の誤り（不安全行為）・クランプの消耗により発生した損害は補償の対象となりませんので、ご注意ください。なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書（返信はがき）に所定の項目を記入の上、必ずクランプご使用前に郵便ポストへ投函して下さい。（日本国内のみ有効です。）

安全上のご注意

玉掛け用クランプをご使用になる前に、
必ずお読み下さい。

玉掛け用クランプ(以下、クランプという)の使い方を誤ると、吊り荷の落下などの危険な状態になります。

ご使用前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使い下さい。

クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に『クレーン等安全規則』『玉掛け用クランプの作業マニュアル』『貴社の作業基準』などを教育し、作業される方が、クランプの知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させて下さい。

「玉掛け安全協議会」では、この取扱説明書に使用する注意事項を『危険』『注意』の2つに区分しています。

	危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
	注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

なお、注意に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容が記載されていますので、必ず守って下さい。

●記号の説明

 ◇・△記号は、危険・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。(左図の場合は挟まれ注意)

 記号は、禁止の行為であることを告げるものです。

 ○記号は、行為を強制したり、指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。(左図の場合は2点吊り)

※お読みになった後は、お使いになる方がいつでもみられるところに必ず保管して下さい。

1. 取り扱い全般について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●取扱説明書の内容を熟知しない人は使用しないで下さい。 ●法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。 (クレーン等安全規則第 221 条・第 222 条) ●吊り上げ運搬中や反転作業中には、吊り荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。(クレーン等安全規則第 28 条・第 29 条) ●玉掛け作業以外には、使用しないで下さい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。 (クレーン等安全規則第 217 条・第 220 条) 	

2. 作業前の確認について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●作業方法に適合しないクランプは、使用しないで下さい。 ●クランプの変形、亀裂、作動不良、磨耗等異常のあるものは使用しないで下さい。 ●吊り荷の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (ぜい性材、高硬度材、および低硬度材や強度の著しく低い材料、つかみ部の勾配が抜け勝手に 10° 以上ある部材) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ本体に表示された型式、基本使用荷重、開口寸法、定期点検済表示を確認してください。 ●吊り荷の荷重が、使用するクランプの基本使用荷重の許容範囲内であること。 ●吊り荷の板厚が、使用するクランプの許容範囲内であること。 	
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ●環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (吊り荷の温度が 150℃以上の高温、および-20℃以下の低温、酸・アルカリ等薬品の付着) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用して下さい。 	

3. 使用方法と玉掛け作業について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ● クランプで、次のような吊り方は使用しないで下さい。(重ね吊り、当て物吊り、段吊り、共吊り、および横つかみ吊り) ● クランプで、鋼矢板の引き抜き、およびそれらの立吊り作業をしないで下さい。 ● 強風時、危険が予想される場合は、クランプを使用しないで下さい。 ● 油圧ショベルでは、クランプを使用しないで下さい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● クランプの吊り角度、および掛け幅角度は、型式にあった規定の角度以内であること。 ● クランプの開口部の奥まで、差込んでください。 ● ロック装置付きのクランプを使用する場合は、必ずロックを掛けて使用して下さい。 	
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ● 吊り荷のつかみ部に、油、塗料、スケール、サビ等の付着物がある場合は、使用しないで下さい。 ● クランプを投下したり、引きずったりしないで下さい。 	

4. クレーンの操作について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ● クランプの基本使用荷重を超える吊り荷は、絶対に吊らないで下さい。 ● 吊り荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。 ● クランプで吊った荷に、人は乗らないで下さい。また、人の乗る用途には、絶対に使用しないで下さい。 ● クランプで、地球吊りをしないで下さい。 ● 吊り荷を吊り上げ中に、クランプのロックを開放しないで下さい。 ● 吊り荷から取り外したクランプを、再度吊り荷に引っ掛けたり、隣接の部材に当てたりしないで下さい。 	

<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンで巻き上げる場合、吊り環に荷重が掛かった時点で、一旦停止して、安全確認（差し込み深さ、ロック状態）をして下さい。 ●着地前に一旦停止して、次の事項を確認して下さい。（吊り荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保） 	
 <h2 style="display: inline; margin-left: 10px;">注 意</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷を引きずるようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊り荷を吊ったまま、クレーンの運転位置から離れないで下さい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。 	

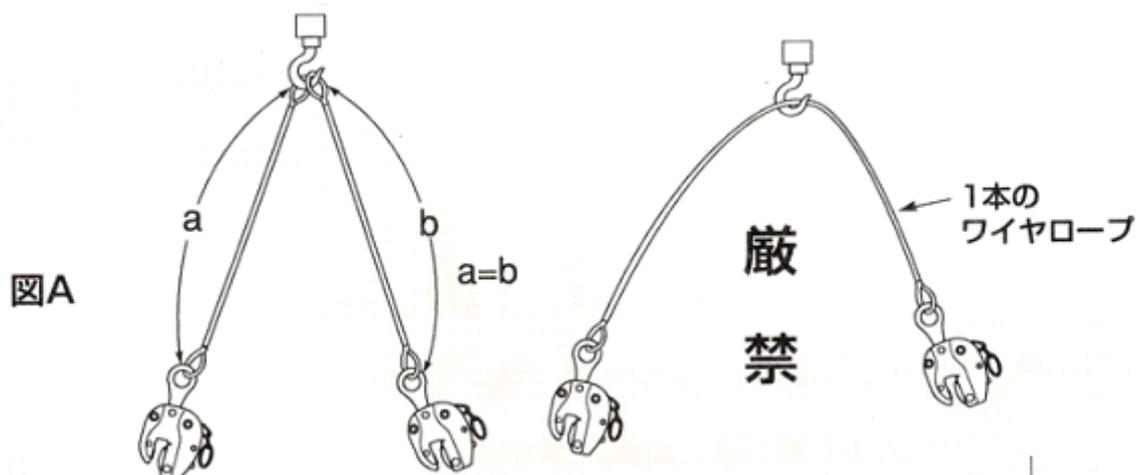
5. 保守点検・保管・改造について

 <h2 style="display: inline; margin-left: 10px;">危 険</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないで下さい。 ●クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしないで下さい。 ●当社純正部品以外は、絶対に使用しないで下さい。 ●修理が必要なクランプは、別の場所に保管し、誤って使用されないようにして下さい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行なって下さい。 ●保守点検で異常のあった場合は、そのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄して下さい。 ●クランプの可動部、カム、受け金（パッド）にかみ込んだ塗料・汚泥等を除去して下さい。 	
 <h2 style="display: inline; margin-left: 10px;">注 意</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理をする場合は、必ず空荷（吊り荷がない）の状態で行ってください。 ●保守点検、修理をする場合は、点検作業中の表示（「点検中」等）を必ず行って下さい。 ●クランプの回転部分（ピン回り）・ガイド溝等、摺動部に必ず注油して下さい。 ●クランプは必ず室内に保管して下さい。 	

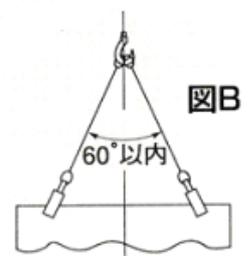
【ご注意】 分解・組み立てに伴う検査項目・点検基準は、取扱販売店、または当社営業所までご用命下さい。

■一般的なクランプ取扱上の注意（各機種共通）

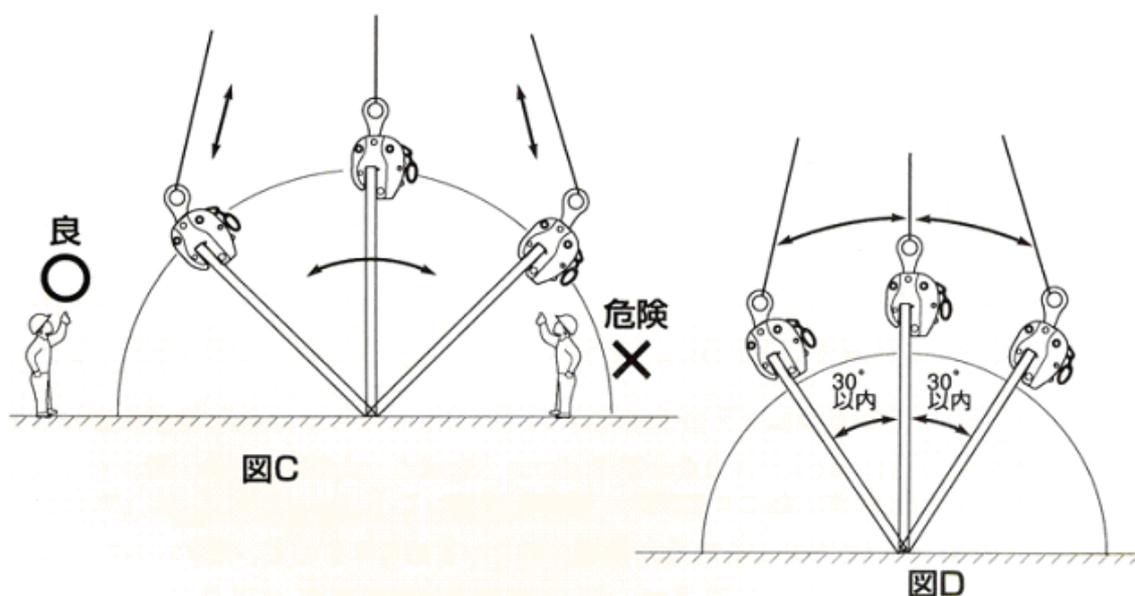
1. 必ず用途に応じた形式のクランプをご使用下さい。吊り方向（ロープ角度）に特にご注意下さい。
2. 吊り荷の重量を確認し、クランプの容量（表示トン数）以上のものには使用しないで下さい。（オーバーロードの禁止）
3. 使用前に次の点を確認して下さい。
 - （イ）クランプの容量は適正か。
 - （ロ）クランプの作動に異常がないか、シャックルのボルトの緩みはないか。
 - （ハ）カム及びパッドの歯面に油脂、その他の異物の目詰まりはないか。
4. グリップ範囲外の寸法の吊り荷には使用しないで下さい。
5. グリップの際、吊り荷が本体の開口部の奥に当るまで十分に差込んでクランプして下さい。
6. クランプの形式容量により異なりますが、一般的に硬質物並びに軽量物（定格容量の1/5以下又は最大グリップの1/4以下）の吊上げにはカム、パッドの歯先の噛み込みが不十分となりがちですので、クランプ状態を確認の上、安全には特にご注意下さい。
7. 安全ロック付きのものは必ずロックが完全にセットされていることを確認して下さい。
8. 吊り荷の荷重がアンバランスにならぬよう、特にクランプ位置又はロープの重心の割出しを厳格に行ってください。特に横方向の重心の割出しは重要です。
9. 2点吊りの場合は必ず2本のワイヤーロープを使用し、その長さは等しくなるようにして下さい。（図A）



10. 2点吊りの場合の吊り角度は60°以内にして下さい。（図B）
（ただし、機種により吊角度が60°以下で規定されているものはその規定に従ってください。）なお、長尺物の場合は、天秤吊にて作業して下さい。



11. クランプで鋼板や鋼材等の 2 枚以上の重ね吊りは出来ません。誤ったご使用方法により起った損傷は保険の対象になりません。
12. 吊上げの際は吊り荷が地面をはなれる瞬間に予期せぬ方向に移動することがありますので、吊上げを一時中止し重心の状態、くわえ位置など安全状況を確認の上、吊上げて下さい。クランプに荷重が完全にかかりバランスがとれるまでは危険時間です。
13. 反転作業もしくはそれに類する作業においては鋼板の反転距離内に立入らないで下さい。(図 C)
14. 鋼板の反転瞬間角度は最大 30° 以内に保って下さい。(図 D)



15. 吊り荷に油脂類その他スケールやさび止め塗料等が付着していると、グリップ効果が著しく低下しますので、除去して、危険な作業はしないようご注意ください。
16. 吊上げ作業中はクランプや吊り荷を他の物に当てたり引掛けたりしないで下さい。(特に吊下し作業中にご注意下さい。) 衝撃やロープのゆるみで落下事故の原因となります。
17. 一旦着地させた後、再吊上げをする時はクランプ状態を再確認して下さい。
18. 加熱物又は腐蝕液中での使用は、安全率、耐久度が低下しますので使用しないで下さい。
19. ガス溶接など加熱による使用者独自の改造はしないで下さい。
20. クランプを吊り荷に取付けたままで、電気溶接をしないで下さい。
21. 日常の点検及び注油を行って下さい。

■ クランプの管理及び点検

I クランプの管理方法

クランプは苛酷な使用条件でも能率的な安全作業を行うために、日常の管理が大切です。そのためには次の事項を守ってください。

- (1) クランプの使用基準を明示し管理して下さい。
- (2) 保管場所は屋内とし屋外に放置しないで下さい。
- (3) 次の点検をし、完全な状態で保全に注意して下さい。
 - (イ) 作動状態
 - (ロ) カム、パッドの歯先の摩耗や欠損及び目詰まり。
 - (ハ) 本体のひずみ、特に開口部の開き。
- (4) 使用中又は点検時に発見した危険なクランプは故障修理箇所等を明記の上、良品と区別し、早急に整備して下さい。
- (5) 格納するときは、カムとパッドの歯先の保護のため、木片などの軟質材をはさんで保管して下さい。
- (6) メーカーの点検は必ず受けるようにして下さい。
- (7) 毎週1回は「点検基準書」を参照の上、点検、整備を実施して下さい。
また、作動部には注油をして下さい。(ただし、カム、パッドの歯部の油分は除去して下さい。)

II 定期点検

定期点検整備基準に基づき定期的に検査を実施して下さい。クランプはご使用いただく業種、使用条件などそれぞれ多様にわたっておりますので、機能や寿命が大きく異なってきます。従って使用者によって効果的な取扱基準、点検基準を作成し、自主的に実施して頂くことをお勧めします。そのためには、スーパークランプの点検基準を参考にぜひ徹底した管理保全により安全確保を期されますようお願いいたします。

なお、修理部品は簡単に交換できるような構造になっておりますので確実に実施して下さい。また部品は常備する事をお勧めいたします。

基準作成にあたり次の事項にご留意下さるようお願いいたします。

- (1) 取扱基準
 - (イ) 使用基準（吊り荷の形状、作業方法による）の作成。
 - (ロ) 取扱使用上の注意事項の徹底。
 - (ハ) 管理、保管上の注意。
- (ニ) 現場チェックの義務づけ。

(2) 定期点検基準

(イ) 定期点検実施日の確立

(ロ) 点検整備方法の確立

a) 点検実施の時期

b) 点検責任者

c) 点検実施場所

d) 点検、検査の用具

e) 使用限界の確立

f) 補修の場合の処置と方法の明示

Ⅲ メーカー点検の方法

弊社では次のような方法で点検を行っております。

(1) 作動状態のチェック

(2) カム、パッドの歯先の摩耗や欠損および目詰りのチェック

(3) 本体の歪みチェック

(4) シャックルの歪みチェック

(5) ボルト、ピン、リンク、ばねの状態チェック

(6) 全般的な深傷チェック

(7) その他点検基準による検査項目のチェック

使用頻度が高く、オーバーロードによる強度の低下による欠陥を早期に発見し事故を未然に防止するため、ご希望により耐荷重検査並びに各部の精密深傷検査も整備補修とあわせて実施いたします。

< 吊具のコンサルタントとして気軽にご相談下さい。 >

ご希望により特殊吊具を製作いたします。

ご照会については下記事項をお知らせ下さい。

(1) 取り扱う品物の材質及び重量

(2) 取り扱う品物の形状及び寸法

(3) 取り扱う方法（使用目的、掴み位置）

(4) クランプの容量（グリップ範囲、容量）

(5) 周囲の状況

(6) その他ご要望事項

■ 用途

鉄筋の組立、圧接、抜き取り作業に最適な専用クランプです。

■ 特徴

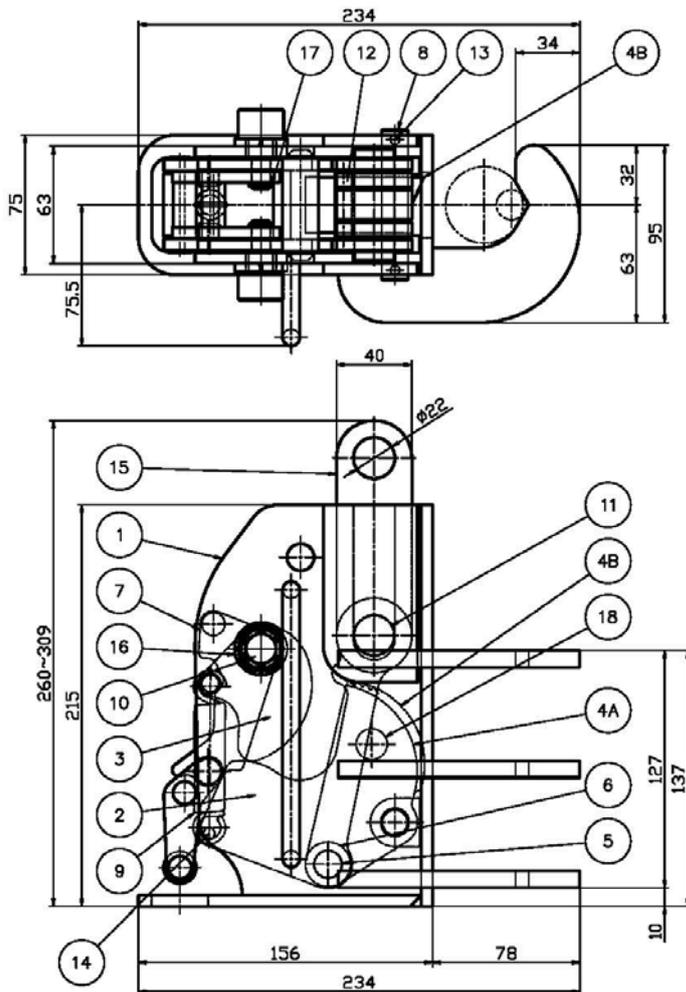
1. 先組鉄筋、異形棒鋼、丸棒等を縦方向に安全に吊上げ移動できます。
2. 開放ロックはセンターレバー式で、ロープによる遠隔操作ができます。
3. カムは、特殊鋼を用い熱処理加工を施しておりますので、強靱で耐久性は抜群です。
4. 本体左右面に余分な障害物がない為、鉄筋クランプ時又遠隔操作時にスムーズなクランプ操作ができます。

くの字形状のカム、ホルドプレートにより、クランプ時の鉄筋のずれ、外れがなく安全に作業できます。

■ 仕様

品番	容量 (ton)	適用外径 (mm)	製品重量 (kg)
TVC1L	1	φ16~φ41	6.0

■ 部品名称及び数量

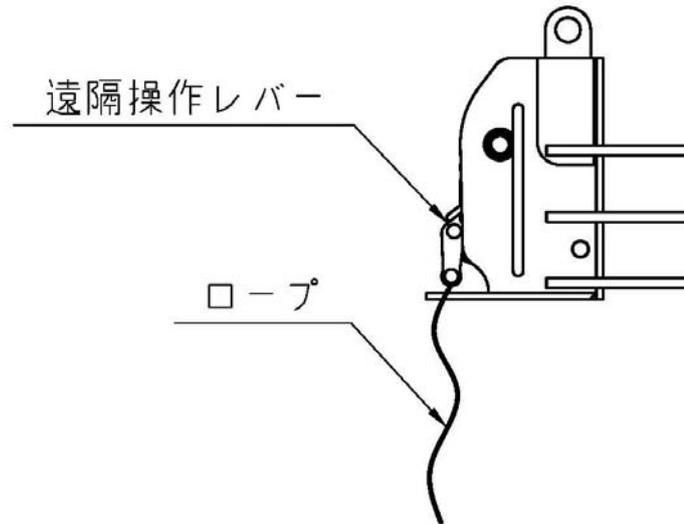


番号	部品名	数量
18	かしめピン	1
17	C形止め輪	2
16	ばね座金	2
15	吊りプレート	1
14	スプリングピン	1
13	スプリングピン	2
12	吊プレート用カラー	2
11	フックピン	1
10	ロック支持ボルト	2
9	ばね	1
8	カム支持ピン	1
7	遠隔操作レバー	1
6	カム用カラー	2
5	リンクピン	1
4	カム	1
3	ロック	1
2	リンク	1
1	本体	1
番号	部品名	数量

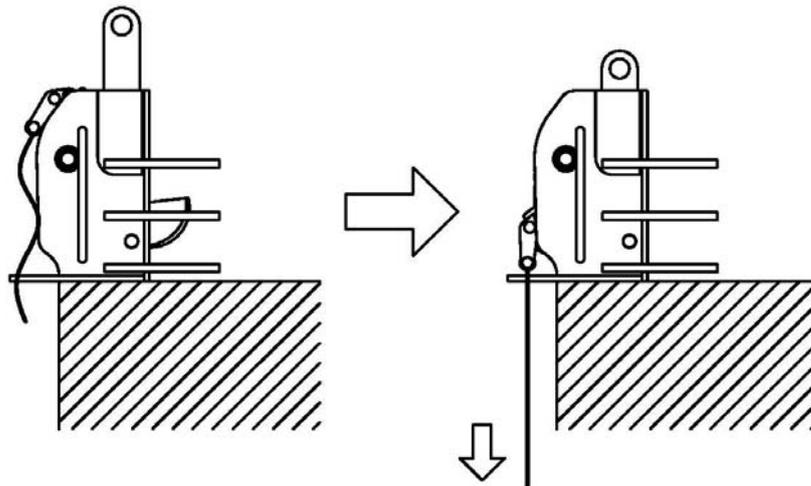
使用方法

●次の順序にてクランプの使用・操作を行ってください。

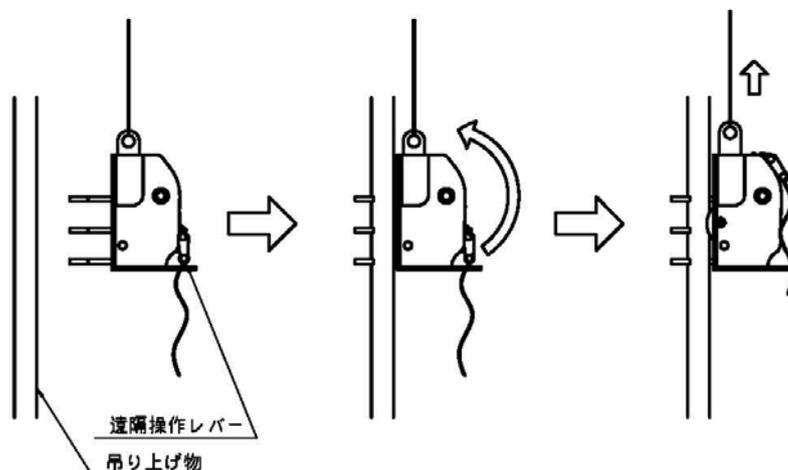
1. 吊プレートにシャックルを取付けて、ワイヤロープ・スリングチェーン等でクレーンフックと連結してください。
2. 遠隔操作レバーに遠隔操作用ロープ(黄色)を連結して下さい。



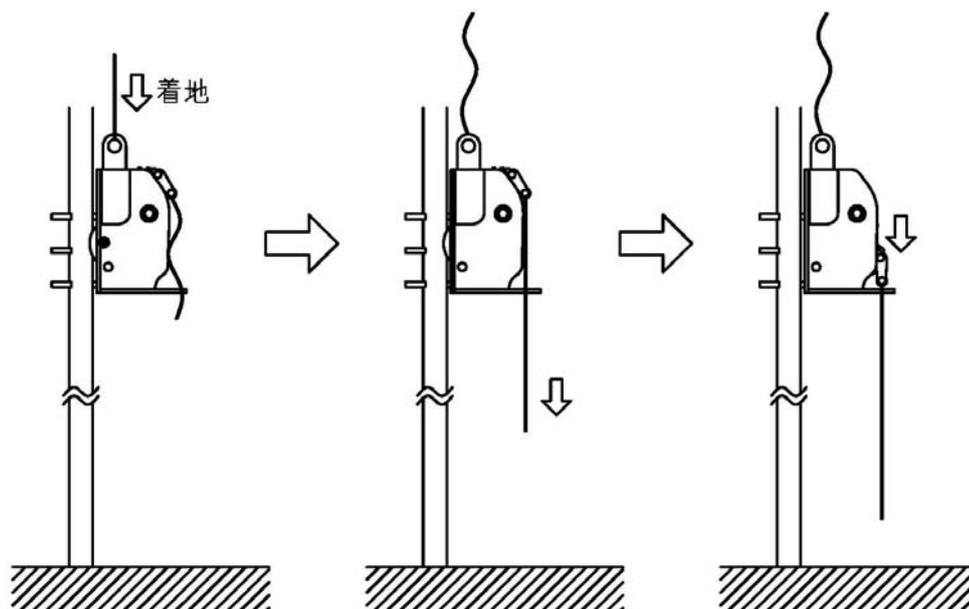
3. クランプが開放状態になっているか確認して下さい。
(開放状態になっていない時は、本体を安定した台の上に置き、黄色ロープを引き下げて下さい。)



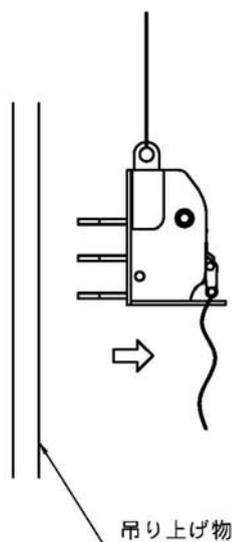
4. 次にクランプを吊上げ、移動する吊上げ物近くまでクランプを移動させ、吊上げ物にクランプをセットして遠隔操作レバーを手で矢印方向に移動させロックして下さい。
(この時、吊上げ物を確実にクランプしているか確認して下さい。)



5. 次にクレーンフックを巻き上げ、吊上げ物を吊上げ、目的地まで移動して下さい。
(この時、クランプ・吊上げ物を障害物に当てない様、十分注意して移動して下さい。
また、吊上げ物移動方向に人・障害物等がないことを確認して移動して下さい。)
6. 目的地に到着したら、クレーンフックを巻き下げ、吊上げ物を静かに着地させて下さい。
7. 吊上げ物が着地し安定したことを確認の上、クランプ開放作業を行ってください。
(この時、ワイヤロープ等が完全に緩んでいることを確認後、遠隔操作用ロープを引き下げて下さい。)



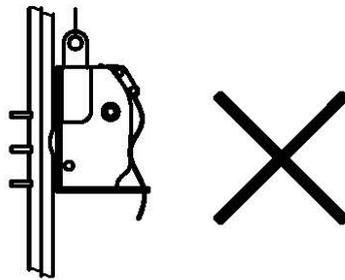
8. 次に、吊上げ物よりクランプを離して下さい。



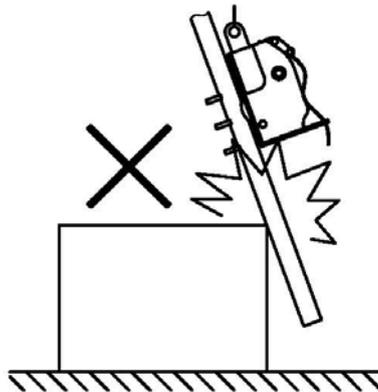
9. 以後4の手順より繰り返し作業を行って下さい。

取扱注意事項

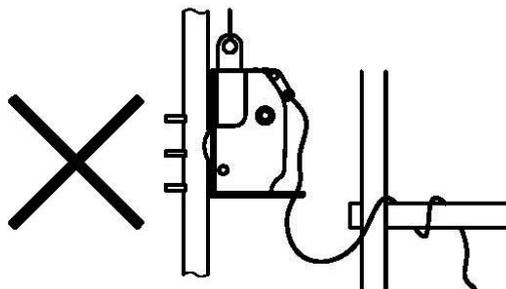
1. 吊上げ作業中は、落下事故等为了避免のため、危険範囲内に入らないで下さい。
2. 吊上げ物の重量を確認し、クランプの容量以上の物には使用しないで下さい。
3. クランプ範囲外の吊上げ物には使用しないで下さい。
4. 吊上げ物の複数本のまとめ吊りはできません。まとめ吊りは落下事故の原因となります。
必ず1本吊りにて作業してください。



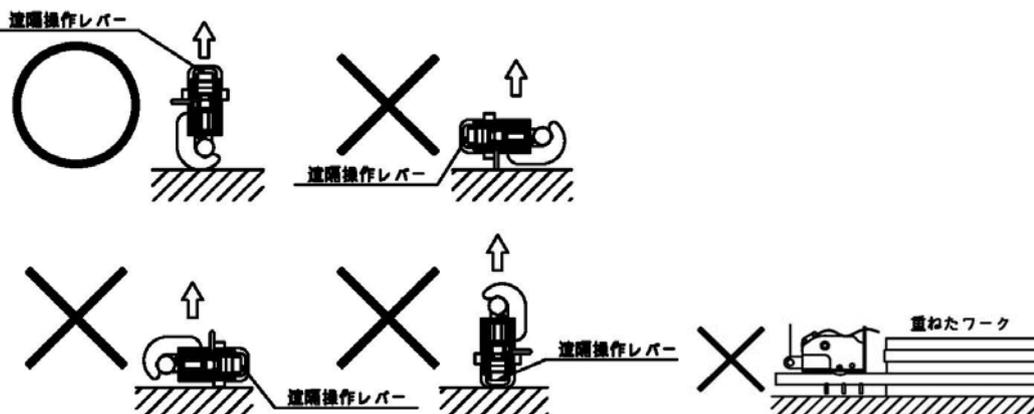
5. 吊上げ作業中はクランプや吊上げ物を他の物に当てたり、引掛けたりしないで下さい。(特に吊り下ろし作業中は、ご注意下さい。)
衝撃やロープの緩みで落下事故の原因となります。



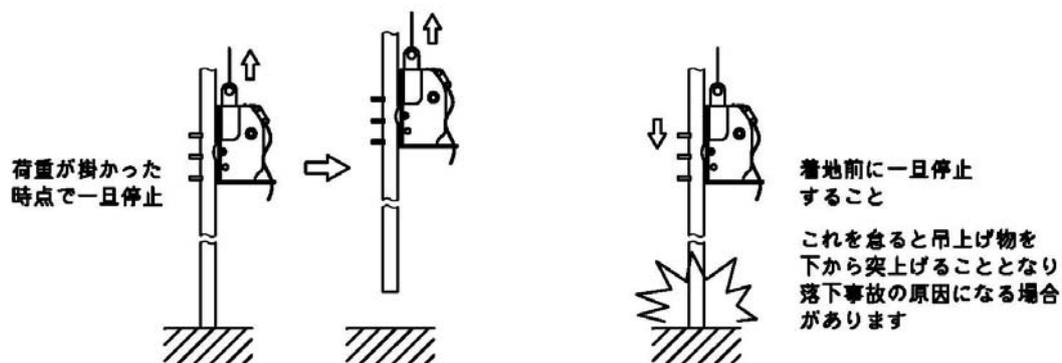
6. 吊上げ及び吊り下ろし作業中に、遠隔操作ロープ、ストッパー操作用ロープが足場等の障害物に引っかからないように十分注意して下さい。



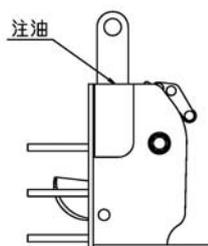
7. ガス切断や溶接等による使用者独自の改造はしないで下さい。
加熱・加工等した場合は、著しく品質（強度）の低下を招きます。
8. 遠隔操作レバーをロックの状態にする時は、必ず吊上げ物をはさんでから行い、本体とカムとの間に、手や指を挟みこまないよう十分注意して下さい。
9. 引起こしの時、クランプの取付けは遠隔操作レバー側が上に来るようにして下さい。
なお、積み重ねた吊上げ物を途中よりクランプして引き抜かないで下さい。



10. クレーンフックの急激な巻上げ、巻下げは行わないで下さい。
巻上げ時は、荷重が掛かった時点で一旦停止して、安全確認をして下さい。
また巻下げ時は、着地前に一旦停止して安全確認をして下さい。
(これを怠ると吊上げ物を下から突上げることとなり、落下事故の原因になる場合があります。)



11. 下記注油箇所定期的に注油して下さい。各支持ピン部も注油して下さい。



クランプの管理および点検

1. クランプの管理方法

クランプは過酷な使用条件にも効率的に安全作業ができるためには日常の管理が大切です。そのためには次の事項を守ってください。

(1)クランプの点検基準に基づいて、管理して下さい。

(2)保管場所は屋内とし、屋外に放置しないで下さい。

(3)次の点検をし、完全な状態で保全に注意して下さい。

イ) 作動状態

ロ) カムの歯先の磨耗や欠損

ハ) 本体の変形や歪み

(4)使用中または点検時に発見した危険なクランプは、故障修理箇所等を明示の上、良品と区別し早急に整備して下さい。

(5)メーカーの点検は必ず受けるようにして下さい。

(6)ボルトやピン等の作動部には毎週1回は注油して下さい。

2. 定期点検

定期点検基準に基づき定期的に検査を実施して下さい。クランプはご使用いただく使用条件等によって、機能や寿命が大きく異なってきます。従って使用者によって、効果的な取扱基準、点検基準を作成し自主的に実施して頂くことをお奨めします。そのためにはスーパー印吊クランプの点検基準を参考にぜひ徹底した管理保全により安全確保を期されますようお願いいたします。異常が発見されたなら、異常個所を明示の上、メーカー点検を受けられますようお願い致します。

基準作成にあたり次の事項にご留意下さるよう希望します。

(1) 取扱基準

イ) 使用基準（吊荷の形状、作業方法による）の作成

ロ) 取扱使用上の注意事項の徹底

ハ) 現場チェックの義務付け

(2) 定期点検基準

イ) 定期点検実施日の確立

ロ) 点検整備方法の確立

a) 点検実施の時期

b) 点検責任者

c) 点検実施場所

d) 点検・検査の用具

e) 使用限界の確立

f) 補修の場合の対処と方法の明示

3. メーカー点検の方法

弊社では下記項目が正常であるかの点検を行っております。

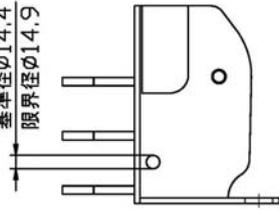
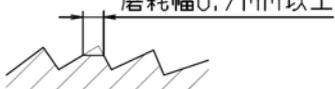
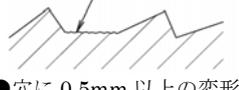
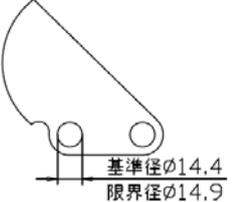
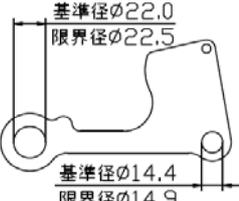
- (1) カムの変形・磨耗・よごれや破損のチェック
- (2) 吊プレートの歪みチェック。
- (3) 本体の変形や歪みチェック
- (4) ボルト、ピン、リンク、ばねのチェック

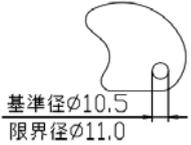
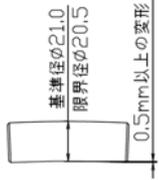
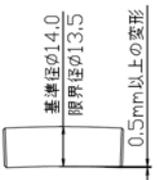
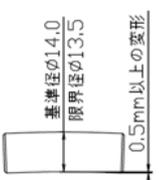
■ 日常点検

作業の安全と能率低下を防ぐためにも日常の点検と手入れを実施して下さい。

1. 本体やカム・吊プレート各部に傷および割れ等の損傷がないか。
2. ボルト・ナットやピン類の取付状態はよいか
3. 各部の作動および注油の状態はよいか
4. その他点検基準を参照して下さい。

■ 点検基準

部品名	点検方法	使用限界	主な原因	処置
吊プレート	<ul style="list-style-type: none"> ●穴の変形がないか (目視または測定具) ●曲がりや変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形があった時 <p>基準径φ22.0 限界径φ22.5</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●5° 以上の曲がりや変形がある時 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換
本体	<ul style="list-style-type: none"> ●穴の変形がないか (目視または測定具) ●割れや変形がないか ●溶接部の割れがないか。(目視またはカラーチェック) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形があった時 ●目視等で確認された時 <p>基準径φ14.4 限界径φ14.9</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	廃却
カム	<ul style="list-style-type: none"> ●歯先の磨耗はどうか (目視または測定具) ●歯底に傷や割れがないか (目視またはカラーチェック) ●歯形の欠損がないか (目視) ●穴の変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●磨耗幅が下図のようにある時 <p>磨耗幅0.7mm以上</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●目視などで確認された時 <p>傷・割れ</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●1山以上の欠損がある時 <p>山部の欠損</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形がある時 <p>基準径φ14.4 限界径φ14.9</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然磨耗その他 ●硬質物のクランプによる ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●硬質物のクランプによる ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●硬質物のクランプによる ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換
リンク	<ul style="list-style-type: none"> ●穴の変形がないか (目視または測定具) ●曲がりや変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形があった時 ●目視等で確認された時 <p>基準径φ22.0 限界径φ22.5</p>  <p>基準径φ14.4 限界径φ14.9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換

部品名	点検方法	使用限界	主な原因	処置
ロック	<ul style="list-style-type: none"> ●穴の変形がないか (目視または測定具) ●曲がりや変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形があった時 ●目視等で確認された時  <p>基準径φ10.5 限界径φ11.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●急激なショック荷重 ●注油不足 	交換
遠隔操作レバー	<ul style="list-style-type: none"> ●穴の変形がないか (目視または測定具) ●溶接部の割れ、はずれがないか (目視またはカラーチェック) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴に 0.5mm 以上の変形があった時 ●目視等で確認された時 	<ul style="list-style-type: none"> ●急激なショック荷重 ●注油不足 	交換
フックピン	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部の磨耗や変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●0.5mm 以上の磨耗や変形があった時  <p>基準径φ21.0 限界径φ20.5 0.5mm以上の変形</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換
リンクピン	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部の磨耗や変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●0.5mm 以上の磨耗や変形があった時  <p>基準径φ14.0 限界径φ13.5 0.5mm以上の変形</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換
カム支持ピン	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部の磨耗や変形がないか (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●0.5mm 以上の磨耗や変形があった時  <p>基準径φ14.0 限界径φ13.5 0.5mm以上の変形</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●無理な吊角度 ●注油不足 	交換
ばね	<ul style="list-style-type: none"> ●ロックを掛け、吊プレートを押した時、適当な反発力があるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●吊プレートを押した時、適当な反発力がない時 ●目視により、ばねの曲がりや折損が確認できた時 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード ●急激なショック荷重 ●疲労、その他 	交換

その他

1. 補修部品、修理のお問い合わせについて

補修部品、修理を必要とされる場合は、本クランプの使用を中止し、販売店または㈱スーパーツールの各支店、営業所までご連絡下さい。

2. 生産物賠償責任保険について

本クランプは通常の使用条件の下で、品質上の欠陥により発生した損害に対して賠償金をお支払いできる保険に加入致しております。(ただしその範囲は保険金額内となります。また日本国内のみ有効です。)

以下の場合には保険の対象となりませんのでご注意ください。

(1) 定格容量以上の物および表示クランプ範囲以外の物を吊り上げた場合

(2) 取り扱い上のミスまたは使用者独自の方法による修理改造など行った場合。

なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書(返信はがき)に所定の項目を記入の上、必ずクランプ使用前に郵便ポストへ投函して下さい。

